

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第一部】新型コロナ感染の急拡大から県民の命と健康を守り、物価高騰から暮らしと営業、地域経済を立て直す緊急の対策を				
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染の急拡大から、県民の命と暮らしを守る抜本的対策の強化を ① 新規感染者数と死者数が過去最多を記録し、一般診療が制限せざるを得ない医療ひっ迫の深刻な状況について、県が危機感をもって県民に訴えるとともに、感染拡大を抑止する具体的な対策と行動をしっかりと提起すること。</p>	<p>県では、県内の感染状況を踏まえ、県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を随時開催し、県民の皆様と感染状況を共有するとともに、県民一人一人が、場面場面に応じた感染対策を徹底していただくよう呼びかけています。また、本部員会議の結びには、毎回、知事から、県内の感染状況を踏まえた感染対策についてメッセージを発表するとともに、県ホームページ、SNSなどのほか、新聞、テレビによる報道等を通じて、分かりやすい情報発信に努めているところです。 今後も、感染状況を踏まえ、適時に本部員会議を開催し、県民の皆様に対し、感染状況に応じた感染防止対策を丁寧呼びかけていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、新型コロナウイルス感染症により一般診療等に影響が出ている主な救急医療機関の診療制限等の状況についてホームページに公表しているところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染の急拡大から、県民の命と暮らしを守る抜本的対策の強化を ② 高齢者施設のクラスター対策を抜本的に強化すること。施設内療養中に死亡することがないように入院措置の強化と医療支援を強化すること。</p>	<p>高齢者施設等において陽性が確認された場合、症状等を踏まえて施設内での対応をしており、また、協力医療機関等による薬の処方や酸素投与といった医療の提供も行われるようになってきたところです。その中で、入院治療が必要となった場合には、医療機関につなげているところですが、引き続き、施設と協力医療機関等の連携強化や入院可能な病床の確保に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染の急拡大から、県民の命とくらしを守る抜本的対策の強化を ③ オミクロン株のワクチン接種を促進すること。特に10歳未満から40代のワクチン接種の促進へ具体的な対策を強化すること。ワクチン接種の効用と副反応への不安等について丁寧に周知すること。</p>	<p>県では、若年世代のオミクロン株対応ワクチンの接種促進に向け、市町村と定期的に連絡会議を開催し、学校等の単位での接種など県内の先進事例の横展開を図っているほか、県の集団接種では、土曜日午前の時間帯での接種や事前予約なしの当日受付、さらに企業や団体等を対象とした団体接種を大学のサークルなどの単位でも申込みができるよう、対象範囲を拡大の上、実施しており、令和5年2月15日時点で、延べ56団体、3,680の方が団体接種を受けたところです。 今後も市町村や関係機関と連携し、接種機会確保の調整や医療従事者の広域派遣、ワクチン接種の情報発信により、接種の促進に取り組んでいきます。 また、全ての県民が、科学的に検証された正しい情報にアクセスができ、自らの意思でワクチン接種をするかどうか判断できるよう、引き続き、ホームページやSNSなどにより、ワクチン接種の有効性や安全性、副反応等について、分かりやすい情報発信を行っていくほか、専門相談コールセンターにおいて医学的な相談に対応していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染の急拡大から、県民の命とくらしを守る抜本的対策の強化を ④ 高齢者施設、学校、教育保育施設等の定期的頻回の検査を継続強化すること。無料のPCR検査・抗原検査は1ヶ月単位ではなく継続実施すること。いわて検査キット送付センターの取り組みを強化すること。</p>	<p>高齢者施設等の集中的検査については、必要に応じ令和5年度についても対応できるよう、令和5年度一般会計当初予算に関係経費を計上したところでは、PCR等検査の無料化事業に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や感染症法上の位置付けの見直しに係る国の動向を注視しながら対応していくこととしており、必要に応じてPCR等検査の実施に係る経費を補助するため、令和5年度一般会計当初予算に903,275千円を計上したところです。 いわて検査キット送付センターについても、同じく必要な場合に対応できるよう、令和5年度一般会計当初予算に関係経費を計上したところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染の急拡大から、県民の命と暮らしを守る抜本的対策の強化を ⑤ 発熱外来の医療機関を増やし、医師、看護師の増員・配置とセットで病床の確保を進めること。宿泊療養施設を積極的に活用するとともに自宅療養者への医療支援、食糧支援を強化すること。</p>	<p>県では、現在指定している診療・検査医療機関や入院医療機関に加え、県医師会等関係機関と連携しながら、コロナ診療に対応していない医療機関においても、外来や入院を受け入れてもらえるよう取り組んでいくとともに、高齢者や介護が必要な方を対象とした宿泊療養施設など活用していきます。また、自宅療養者に対しては、オンライン診療を進めるため実施に対する支援等を国に要望していくほか、食糧支援も制度が続く限り行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染の急拡大から、県民の命と暮らしを守る抜本的対策の強化を ⑥ 県の調査を踏まえ、後遺症の専用相談窓口と専門外来を設置すること。症状に応じた診療ができる医療機関を増やし県のホームページ等で周知すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の後遺症については、発生のメカニズムは解明されておらず、現時点では確立された治療法がないため、症状に応じた対症療法が基本となっています。 県では、後遺症とみられる症状に悩む県民が円滑に受診できるよう、県内医療機関のうち、後遺症への相談や対症療法などが可能な医療機関についてとりまとめ、令和5年2月10日に県ホームページにおいて公表するとともに、いわて健康フォローアップセンター等にて後遺症の相談を受け付け、受診案内を行う体制を構築したところです。 今後とも最新の国内外の研究結果や科学的知見の把握に努め、国において随時更新していく診療の手引きを参考としながら、県医師会及び医療機関と連携して、後遺症に悩む方々が適切な治療が受けられるよう取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染の急拡大から、県民の命とくらしを守る抜本的対策の強化を ⑦ 保健師の大幅増員で保健所の体制を強化し、クラスター対策と医療支援を強化すること。感染急拡大時の全庁的な応援体制を一層強化すること。</p>	<p>保健所体制の強化については、感染拡大に対応するため、保健所に配置する保健師について、拡大前の令和元年度と比較して、会計年度任用職員を含め24名の増員を行い、令和5年2月1日時点で78名を配置し、各保健所の体制強化に努めてきたところです。</p> <p>また、コロナ対応に当たっては、感染の急速な拡大やクラスター発生等、時々の感染状況に応じて、機動的かつ柔軟な対応が求められる面もあることから、保健師の増員による保健所の体制強化に加えて、広域振興局内の他部からの応援や、県庁に設置した保健所支援本部、健康観察サポートセンターによる支援など、全庁を挙げた業務支援体制を構築し対応してきたところです。</p> <p>今後においても、保健所が求められる機能と役割を十分に発揮できるよう、保健師をはじめとする必要な職員の確保等に努めるとともに、機動的な業務支援体制の構築と運用等、様々な手段を講じて、保健所体制の強化を図っていきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染の急拡大から、県民の命とくらしを守る抜本的対策の強化を ⑧ クラスター発生などによる医療機関、介護・福祉施設等の減収補填を国の責任で実施すること。県としても独自の支援策を講じること。</p>	<p>【医療政策室】 県では、医療機関に対する経営支援として、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用し、重点医療機関や協力医療機関等に対する空床確保や院内感染防止対策、新型コロナウイルス入院患者受入医療機関が行う危険手当に関する経費への補助を行ってきたところです。 医療機関の経営の悪化については、全国的に生じる課題であることから、国に対して、全国知事会等を通じて診療報酬の大幅な引上げや、病床確保について十分な財政支援等、医療機関に対する財政支援等を求めてきたところであり、今後も様々な機会を捉えて、医療機関の経営安定化に向けた措置を求めています。</p> <p>【長寿社会課・障がい保健福祉課】 クラスターの発生等による減収補填については、全国的な課題となっていることから、必要に応じて国に要望していきます。 また、県独自の支援についても、支援のための財源の確保について、必要に応じて国に要望していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室 長寿社会課 障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染の急拡大から、県民の命とくらしを守る抜本的対策の強化を ⑨ 感染症対策を考慮しない地域医療構想は見直し、公立・公的病院の統廃合・病床削減は中止すること。</p>	<p>今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、本県の全国有数の公的医療機関ネットワークを核として、検査体制の拡充や病床の迅速な確保・整備を図り、入院患者についても、その多くを受け入れるなど、公立・公的医療機関は、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしたものと認識しています。</p> <p>一方で、地域医療構想の背景となる、高齢化の進展に伴う医療需要の変化等、中長期的な状況や見通しはコロナ禍にあっても変わらないことから、地域医療構想における必要病床数等の基本的な考え方を維持しつつ、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化や連携について議論を進めていくことは必要と考えます。</p> <p>限られた医療資源を有効に活用し、地域に必要な医療提供体制を構築していくために、医療機関の再編統合ありきではなく、地域の医療課題を踏まえ、様々な視点から丁寧に議論を進めていくため、地域医療構想調整会議等、地域の関係者における協議の場において、将来のあるべき医療提供体制の実現に向けた積極的な議論がなされるよう、引き続き取組を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染の急拡大から、県民の命とくらしを守る抜本的対策の強化を ⑩ 1月以降の全国旅行支援の取り組みは、感染状況を踏まえて慎重に検討するよう国に求めること。</p>	<p>令和5年1月以降の全国旅行支援については、本県では、いわて旅応援プロジェクト(第4弾)として、令和5年1月10日から実施しており、宿泊施設等の参画に当たっては、業種別の感染症対策ガイドラインの遵守など、感染拡大防止に努めることを条件としているほか、旅行者には基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けています。</p> <p>全国的に、新規感染者数は減少傾向が継続していますが、引き続き、感染防止対策に努めながら、実施していきます。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染の急拡大から、県民の命とくらしを守る抜本的対策の強化を ⑪ 国として持続化給付金の再実施を求めるとともに、県としても地域企業経営支援金の再実施を行うこと。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の経済への影響が終息していない中、エネルギー類や原材料等の価格高騰や円安等により更なる影響を受けている中小企業者等の事業継続を支援するため、中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業を実施することとし、令和4年度一般会計2月補正予算(第9号)に20億7,504万円を計上したところです。 また、国に対しても、事業者の事業継続に対する財政支援と併せ、事業者に対して十分な支援が届くよう、万全の支援を講じるよう要望してきており、引き続き、国の動向や感染状況を確認しながら継続して要望を行ってまいります。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染の急拡大から、県民の命とくらしを守る抜本的対策の強化を ⑫ 第8波の感染拡大の下で、雇用調整助成金の特例措置(23年1月末まで)とその後も制度の活用を進めること。休業支援金・給付金(23年3月末まで)の活用と継続を求めるとともに、小学校休業等対応助成金(23年3月末まで)の活用と継続を求めるとともに、</p>	<p>国においては、雇用調整助成金等の特例措置については、雇用情勢が回復状況にあることを踏まえ令和4年11月で原則として終了、小学校休業等対応助成金については、令和5年3月31日をもって終了予定としているところです。 県としては、今後の雇用情勢や急激な物価高騰、円安等に対する国の動向を注視するとともに、全国知事会とも連携し、国への要望等の必要な対応を適時適切に行ってまいります。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染の急拡大から、県民の命とくらしを守る抜本的対策の強化を ⑬ 22年9月末までとなっていた生活福祉資金(特例)の非課税世帯の免除措置を徹底するとともに、返済猶予などの柔軟な対応を行うこと。生活困窮者支援金、住居確保資金を延長して実施すること。</p>	<p>生活福祉資金(特例)については、岩手県社会福祉協議会において、令和4年度が判定年度となる借受人に対し、免除措置等の周知を行い、すでに借受人からの免除及び猶予申請への対応を行っています。 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、令和4年12月末で申請受付が終了したことから、今後は受給終了者等へのフォローアップや、生活困窮者自立支援制度における相談支援等の重層的な支援を行ってまいります。 住宅確保給付金については、再支給の申請受付や求職活動要件を緩和する取扱いを令和5年3月末まで延長していますが、利用状況等を把握しながら、国に対し必要な働きかけを行ってまいります。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染の急拡大から、県民の命と暮らしを守る抜本的対策の強化を ⑭ 地方自治体が自由に使える地方創生臨時交付金を大幅に増額して早急に交付するよう国に求めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、国に対して必要な額の確保等を要望し、国の令和4年度第2次補正予算において、7,500億円が計上され、追加配分されたところです。 引き続き、国に対して、必要な額の交付金を確保するとともに、特に財政基盤の弱い自治体により重点的に配分するよう、全国知事会と連携しながら要望していきます。</p>	総務部	財政課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 2、物価高騰から県民の暮らしと営業、地域経済を立て直す ① 大企業の内部留保に時限的に課税し、大企業も中小企業も賃上げを実現できる対策を講じるよう国に求めること。内部留保課税による10兆円規模の財源は中小企業の賃上げへの直接支援に活用し、最低賃金を欧米並みに1500円に早急に引き上げるよう国に求めること。県が管轄する分野で働く労働者の賃金を時給1500円以上に引き上げること。</p>	<p>【賃上げについて】 地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされています。 このことから、県では、岩手労働局に対し、本県の実情を踏まえた最低賃金決定を行うよう要望してきたところです。 また、中小企業の自発的な賃上げに向けた労働環境の整備等の支援については、全国知事会を通じて国に要望しています。今後も、企業における賃上げを支援する業務改善助成金や所得拡大促進税制等の国の制度の拡充による労働環境の改善について、全国知事会と連携し必要に応じて国に対して働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 2、物価高騰から県民の暮らしと営業、地域経済を立て直す ② 消費税を緊急に5%に減税するよう国に求めること。</p>	<p>物価高騰・原油価格高騰等により、生活者や中小事業者などに大きな影響が及んでいることから、県では、国に対して全国知事会等を通じて物価高騰対策の拡充や、困窮者や様々な産業分野の事業者への支援等について要請してきたところであり、引き続き、必要な提言等を行っていきます。</p>	政策企画部	政策企画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、物価高騰から県民の暮らしと営業、地域経済を立て直す ③ 年金の引き下げではなく、物価高騰に見合った年金額に引き上げること。物価が上がっても年金を上げないマクロ経済スライドの撤廃を求めること。10月から実施された後期高齢者の医療費2倍化の中止を求めること。過去にも実施された生活保護基準の年度途中の緊急引き上げを行うよう国に求めること。</p>	<p>(年金:保健福祉企画室) 公的年金制度については、国の社会保障審議会年金部会等において、令和7年の年金制度改革に向け検討が開始されたところであり、制度について様々な検討が進められると承知しています。 年金をはじめ社会保障の在り方については、国において全世代型社会保障の構築に向けた検討が進められており、県としては、引き続き、動向を注視し、適切な制度設計や十分な予算が確保されるよう、必要に応じ国に要望していきます。 (健康国保課) 一定の所得がある後期高齢者の窓口負担については、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築するため、令和4年10月から2割に引き上げられることとされたところですが、県としては、これまで全国知事会を通じて、国の責任において、必要な医療の受診抑制につながることはないよう、特に低所得者に配慮した制度の在り方を検討するよう要望してきており、負担割合変更の影響が特に大きい外来患者については、施行後3年間、1か月の負担増が最大でも3,000円に収まるよう配慮措置が講じられることとなったところです。 (地域福祉課) 令和5年10月から実施される生活扶助基準では、令和元年の全国家計構造調査の結果を基に導きだした基準額に世帯人員一人当たり月額1,000円を加算することとし、この加算を行ってもなお現行の基準から減額となる世帯については、現行の基準額に据え置くこととされたところであり、当該基準により適切に保護を実施します。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室 健康国保課 地域福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、物価高騰から県民の暮らしと営業、地域経済を立て直す ④ 中小企業・小規模事業者をつぶさない立場で本格的な支援策を講じること。 ア、負担と混乱をもたらすインボイスの導入は中止すること。 納税困難な事業者に対する消費税の減免の特例措置を実施すること。</p>	<p>令和5年10月1日から施行されるインボイス制度については、既に適格請求書発行事業者となるための登録申請が進んでいるところですが、令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度税制改正大綱において、小規模事業者に対する納税額等の負担軽減措置や登録申請手続きの柔軟な対応等が示されたところではあります。 国においては円滑な制度移行に向けて事業者に対する補助金等の支援を一層進めることとしていますので、県では中小企業・小規模事業者の負担が必要以上に増すことのないよう、支援制度の周知等に努めていきます。</p>	総務部	税務課	D 実現が極めて困難なもの
	<p>インボイス制度の導入に関しては、登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となり、免税事業者からの仕入分については仕入税額控除の対象とならなくなることから、免税事業者が取引から排除されるおそれについて、日本商工会議所をはじめ各団体から指摘されているところです。 国においては、免税事業者からの仕入れに係る経過措置を設けているほか、制度導入に向けた負担軽減策として、免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者の納税額を売上税額の2割とする、中小事業者の1万円未満の取引についてインボイスがなくても税額控除できるといった、時限特例措置を設けることとしており、県としては国の動向を注視していきます。</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、物価高騰から県民の暮らしと営業、地域経済を立て直す ④ 中小企業・小規模事業者をつぶさない立場で本格的な支援策を講じること。 イ、コロナ対応融資(ゼロゼロ融資)を「別枠債務」にして、事業継続に必要な新規融資が受けられるようにすること。</p>	<p>ゼロゼロ融資の債務については、原油・エネルギー価格等の高騰や円安の影響も相俟って、業績が回復しない状況の継続する中で、手元資金が減少し、今後、多くの事業者が借入金の返済に支障をきたす可能性があるものと認識しています。</p> <p>県では、ゼロゼロ融資の取扱い終了後においても、低利の「新型コロナウイルス感染症対策資金」の取扱いを継続しており、このうち、ゼロゼロ融資の借換や事業継続に必要な新規融資にも活用可能な「伴走支援資金」について、令和4年10月1日以降、融資限度額を従来の6,000万円から1億円に引き上げて対応しています。</p> <p>さらに、国の総合経済対策の一環として、ゼロゼロ融資を含めた既存の債務の返済開始を更に繰り延べることを可能とし、加えて、新たな資金需要にも対応した貸付けを可能とする信用保証制度が創設されたことから、県においても、当該保証制度に対応する「伴走支援資金」の改正を行い、令和5年1月10日から運用を開始するとともに、令和5年度においても同資金の取扱いを継続するための関連予算を計上しているところであり、引き続き、「いわて中小企業事業継続支援センター会議」構成機関の金融機関や商工指導団体等と緊密に連携しながら、事業者の相談にきめ細かく対応していきます。</p> <p>【令和5年度一般会計当初予算】新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金32,467,894千円、同保証料補給補助707,500千円、中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助450,000千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、物価高騰から県民の暮らしと営業、地域経済を立て直す ④ 中小企業・小規模事業者をつぶさない立場で本格的な支援策を講じること。 ウ、地域企業経営支援金を再実施すること。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の経済への影響が終息していない中、エネルギー類や原材料等の価格高騰や円安等により更なる影響を受けている中小企業者等の事業継続を支援するため、中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業を実施することとし、令和4年度第9号補正予算に20億7,504万円を計上したところです。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第一部】 2、物価高騰から県民の暮らしと営業、地域経済を立て直す ⑤ 農業・漁業の危機的状況を打開し、食料生産を守る抜本的対策を講じること。 ア、農業、漁業への資材、資料・費用、燃油高騰に対する支援を抜本的に強化すること。肥料価格の高騰分は農家に直接補填すること。飼料価格安定制度を高騰前の価格との差額を全額補填する仕組みに改めること。燃油高騰に対しては農家・漁家に直接補填すること。</p>	<p>県では、原油価格・物価高騰による農林水産業経営への影響を緩和していくため、令和4年度一般会計12月補正予算(第7号)において肥料価格の上昇分に対する補助を、令和4年度一般会計6月補正(第3号)、令和4年度一般会計12月補正(第7号)、令和4年度一般会計2月補正(第9号)において配合飼料価格の上昇分に対する補助を、令和4年度一般会計6月補正予算(第3号)において施設園芸・水産業の省エネルギー化の取組への支援に要する経費に対する補助を、令和4年度一般会計12月補正予算(第7号)において漁業用資材価格の上昇分に対する補助を措置しました。 また、配合飼料価格安定制度の改善や、燃油高騰に対するセーフティネットの充実強化を国に要望しており、引き続き、必要な支援策を国に要望するとともに、農業者、漁業者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農林水産企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、物価高騰から県民の暮らしと営業、地域経済を立て直す ⑤ 農業・漁業の危機的状況を打開し、食料生産を守る抜本的対策を講じること。 イ、酪農・畜産危機への緊急対策として、加工原料の牛乳に対する補助金を増額すること。乳製品の過剰在庫対策として乳製品の義務的全量輸入を停止すること。乳製品の政府備蓄など国が生乳の需給調整に責任を持つ仕組みを導入すること。農業金融の据え置き期間を延長すること。肉用子牛への再生産可能な十分な支援措置講じること。</p>	<p>需給に応じた乳製品の安定供給を図るため、飲用向けに比べて乳価が安い加工向け生乳に対し、補給金を交付する「加工原料乳生産者補給金制度」について、国は、生産コスト等が上昇したことに伴い、令和5年度の補給金単価を引き上げることとしています。 また、脱脂粉乳の在庫量が過去最大の水準で推移するなど、脱脂粉乳・バター等の在庫が増加しており、酪農の経営安定のためには、生乳の需給調整機能が適切に発揮される必要があることから、県では、国に対し、生乳の需給調整機能の適切な発揮に向け、需要に応じて仕向けられる脱脂粉乳・バター等の在庫低減対策を継続するよう要望しているところです。 原油価格・物価高騰等の影響により、生産者を取り巻く経営環境は一層厳しさを増していることから、県では、農業制度資金を取り扱う金融機関等に対し、生産者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、適時適切な貸出しに加え、既往債務の返済猶予等の条件変更の相談に対する丁寧かつ適切な対応など、生産者の実情に応じた十分な支援に努めていただくよう、要請しているところです。 肉用子牛生産の安定等を図るため、県では、肉用子牛の平均価格が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」の生産者負担金の支援を行うとともに、平均価格が発動基準を下回った場合に、発動基準との差額の3/4を支援する「和子牛生産者臨時経営支援事業」の活用を支援しています。 引き続き、必要に応じて国に必要な対策の実施を要望するとともに、生産者の経営安定に向けた取組を支援していきます。</p>	農林水産部	団体指導課 畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、物価高騰から県民の暮らしと営業、地域経済を立て直す ⑤ 農業・漁業の危機的状況を打開し、食料生産を守る抜本的対策を講じること。 ウ、水田活用交付金の削減は中止し、拡充すること。</p>	<p>県では、生産者が、安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、国に対し、地域の実情を十分に踏まえた運用とすることや、必要な予算を十分に措置することなどを要望し、5年に一度の水張りの要件が、「必ずしも水稻の作付けを必要としない」とされたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 2、物価高騰から県民の暮らしと営業、地域経済を立て直す ⑥ 暮らしも平和も破壊する軍事費2倍化の大軍拡・大增税の閣議決定は撤回すること。</p>	<p>令和4年12月県議会定例会の一般質問において、次のとおり知事がお答えしております。 「一国の防衛の在り方を予算倍増という規模で変更するのは、他の国々から見れば、重大な現状変更であり、国際的な緊張を高め、歯止めの利かない軍拡競争に陥り、果ては、不測の事態から全面戦争が始まるという、誰も望んでいない結果を招きうるものであります。我が国の防衛の在り方については、防衛費倍増ありきのような極端な議論ではなく、国際情勢や近隣諸国との軍事バランスを調査・分析しながら、慎重な議論が進められるべきであります。」</p>	総務部	総務室	S その他